

鶴見大学研究データ管理・公開ポリシーの解説

(前文)

鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）は、禅の教えに基づいて円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって、教育と研究、社会貢献を本学の使命としている。この理念の下、得られた知の成果を広く社会に還元し、知の普及を目指す本学として、研究データの適切な管理及び公開、利活用を推進することは責務である。そこで、本学の指針として研究データ管理・公開ポリシーを以下のとおり定める。

- (1) 本ポリシーは、本学の建学理念の下に、研究データにおける基本的な取扱いに関する方針を示すものであり、策定の目的は以下のとおりである。
 - ① 研究データの適切な管理、公開・利活用の確実な実施
 - ② 研究データ管理、公開・利活用に関わる大学の社会的責任の全う
- (2) 本学の研究者等が研究データを適切に管理し公開・利活用を行うことは、研究データを保護し、その価値を認めることであり、研究者等が将来に渡り優れた研究を行うために、また、本学における将来の研究を守るために重要である。
- (3) 本学の研究活動における研究分野は多様であるため、研究データの管理、公開・利活用を行うための具体的な運用等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、本学の実情に応じて実施することができる。

1. 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究者等が研究活動を行う過程又は結果として収集若しくは生成されたデータを指す。

- (1) 研究データとは、本学の研究者等が研究活動の過程又は研究の結果として収集・生成されたデータを指し、その形態はデジタル、非デジタルを問わない。また、数値、テキスト、マルチメディア、データベース、ソースコード等のあらゆる形態を含む。
具体的には、以下に分類される。
 - ① 一次データ（生データ：研究対象から新規に収集・生成されたオリジナルデータ）
 - ② 二次データ（一次データを加工したデータ、一次データを解析したデータ）
 - ③ 論文等の根拠となるデータで上記①、②以外のもの
 - ④ 上記①～③のデータに基づいて作成された論文等に記載された情報

- (2) 「研究者等」とは、以下の者をいう。
- ① 研究活動を行う本学の常勤及び非常勤の教職員
 - ② 研究活動を行う本学の大学院生
 - ③ 研究費又は本学の施設若しくは設備を利用して研究活動を行うもので①、②以外の者
- (3) 共同研究等の相手先の大学や企業、機関等に在籍する者が、本学の研究活動に従事する場合、相手先と協議の上、本ポリシーの対象者に含むことができるものとする。また、本学の研究者等が、共同研究等の相手先で取得した研究データについては、相手先が定めるルールに基づき、適切に対応する。

2. 研究データの管理

研究者等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、国際的規範、国内外関係法令、学内諸規定及び共同研究契約等を遵守の上、研究データを適切に管理する。

- (1) 研究者等は、収集又は生成された研究データを適切に管理する権利と責務を有するものとする。
- (2) 研究者等は、研究分野の特性を踏まえた上で、国際的規範、国内外関係法令、学内諸規定及び共同研究契約等を遵守の上、研究データの管理を行うものとする。ただし、研究データの管理に際して、上記による条件や制限等がある場合には、その条件や制限等に反することがないように留意する。
- (3) 研究者等は、研究の段階に応じて、研究データを管理するものとする。ただし、共同研究等の相手先と別に定める要件等がある場合には、その要件に従うものとする。特に公的資金による研究においては、研究開始前のデータマネジメントプランの策定時に研究データの公開に関する事項等を明記する必要があるため留意する。

研究の段階に応じた研究データ管理の例

研究開始前	データマネジメントプラン（DMP）の策定やメタデータの整備等を行うことが推奨されていることに留意し、研究計画を立案する。
研究実施中	本ポリシーに留意し、「鶴見大学における研究データの保存等に関する指針」に基づき研究データ等の保存に関する報告書（様式1）等を用いて、研究データを適切に管理し、保管する。
研究終了後	「保存の対象とする研究データ」と「保存の対象としない（破棄の対象とする）研究データ」に分別する。このうち「保存の対象とする研究データ」については、更に「公開の対象とする研究データ」、「共有の対象とする研究データ」と「公開・共有の対象としない研究データ（非公開・非共有の研究データ）」に分別する。

- (4) 研究者等は、大学や企業、機関等と共同研究等を行う場合、その相手先とあらかじめ研究データの権利や責任について、協議の上、合意を得るものとする。
- (5) 研究者等は、自身が退職、卒業等により本学から離籍する場合又はその他の理由により研究活動を終了する場合、研究データを適切に破棄すること、研究データを適切に管理する権利や責務を本学の他の研究者に移譲することができるものとする。ただし、研究データを移譲する際には、本学の将来における研究活動の阻害とならないように十分に配慮するものとし、国際的規範、国内外関係法令、学内諸規定及び共同研究契約等による条件や制限等がある場合には、それらが優先されるものとする。特に「鶴見大学における研究データの保存等に関する指針」にて論文等の根拠となった研究資料等の保存期間が規定されていることに留意すること。
- (6) 研究者等は、研究公正の観点から、研究データの信頼性、再現性、追跡可能性等に留意してデータの管理を行うものとする。

3. 研究データの公開・利活用

研究者等は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、国際的規範、国内外関係法令、学内諸規定及び共同研究契約等によって制限される場合を除き、研究者自身が保存する研究データを可能な限り公開し、その利活用を促進する。

- (1) 「公開」とは利用者を限定せずに研究データの利用を許可する公開（Publish）と限定された利用者のみ利用を許可する共有（Share）があり、公開しない場合は「非公開・非共有」とする。

研究者等は、研究分野の特性を踏まえた上で、国際的規範や国内外関係法令、学内諸規定及び共同研究契約等による条件や制限等を遵守の上、研究データの公開・利活用について検討するものとする。上記による条件や制限等がない場合には、オープン・アンド・クローズ戦略（※1）及びFAIR原則（※2）に留意の上、当該研究データを公開・利活用することが望ましい。

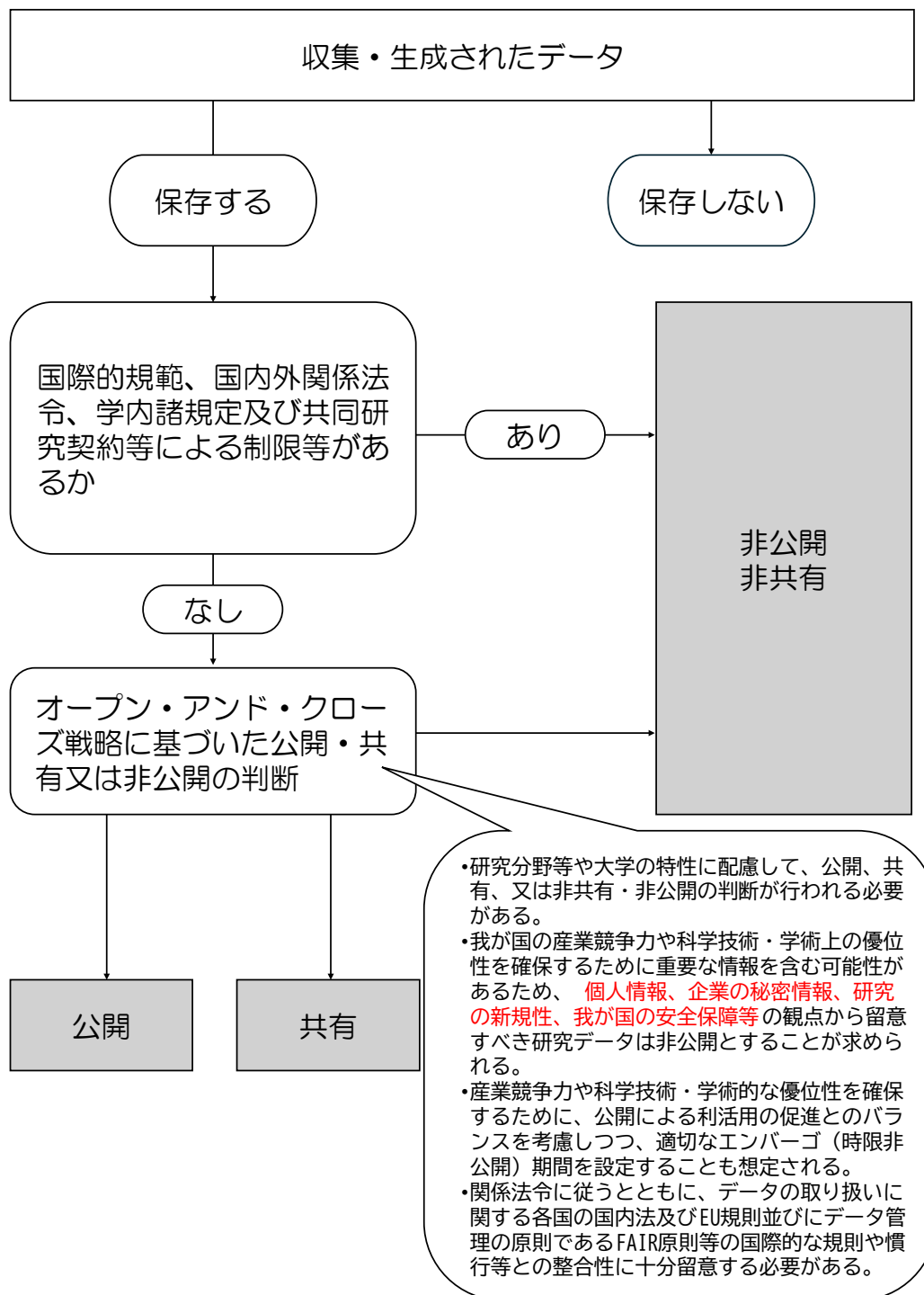
※1 データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）を分別して公開する戦略。（[統合イノベーション戦略（平成30年6月15日閣議決定）](#)）

※2 FAIR とはデータを「Findable（見つけられる）」、「Accessible（アクセスできる）」、「Interoperable（相互運用できる）」、「Reusable（再利用できる）」にするための一連の原則のことを指す。（[FAIR原則（「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳）](#)）

公開対象としかどうかの判断は、主に当該の研究データを公開することが当該分野における研究推進や社会の発展に資するかどうかを基準に、研究者等が自ら判断するものとする。また、共有対象としかどうかの判断は、主に個人情報保護や財産的価値の観点から当該の研究デー

タへのアクセスを一定の研究者間に限定する必要があるかどうかを基準に、研究者等が自ら判断するものとする。ただし、論文等の根拠となる研究データについては、原則公開することが望ましい。

研究データの公開に関する判断フロー



- (2) 「公開の対象とする研究データ」については、メタデータを付与した上で、適切なりポジトリを通じて公開するものとする。

4. 本学の責務

本学は、研究者等が研究データを適切に管理し、公開及び利活用するための環境を整備する。

本学は、研究者等が適切に研究データを管理し、公開・利活用するための仕組みとして以下の支援を行う予定である。

- ① 研究データを保存し管理するためのデータストレージの提供
- ② 研究データを公開・利活用するための機関リポジトリの提供
- ③ 研究データの管理、公開・利活用の手法に関するガイダンス及び相談対応
- ④ 研究データの管理、公開・利活用の推進のための普及・啓発活動

5. ポリシーの見直し

本ポリシーは、社会情勢や研究活動を取り巻く環境の変化等に応じて適宜見直しを行う。

ポリシー及び本解説資料は、社会情勢や周辺環境の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

以上